

八千代市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項
(令和7年度整備分)

令和7年4月
八千代市子ども部子育て支援課

1 募集の概要

本市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的に、賃貸物件を改修して整備する小規模保育事業所を運営する事業者を募集します。

(1) 募集対象施設

ア 施設の種別

小規模保育事業所A型（賃貸借（ただし、書面により契約を締結するものに限る。）により建物を借り受け、保育の用とするため改修を行う施設）とします。

※ 開所する小規模保育事業所の名称については、千葉県内に同じ名称の保育所、地域型保育事業所又は認可外保育施設がないことを条件とします。なお、市民が市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると認められる場合には、名称を変更していただく場合があります。

イ 定員数

原則として19人（1，2歳児のみ）とします。ただし、大和田地区については、開設当初は0歳児（生後57日から）3人，1歳児8人，2歳児8人の整備とします。

ウ 開設時期

令和8年4月1日とします。

※ 事業者都合に起因する工期の遅れなどによる開設時期の遅れは認められません。

※ やむを得ない事情と認める場合を除き、開設時期に遅れが生じた場合、補助金の全部又は一部が対象外となる可能性がありますので、事業計画等は、十分な検討と周到な準備をお願いします。

エ 開所時間

7時から19時（延長保育時間を含む。）までの12時間以上とします。
なお、保育短時間の利用時間については、午前8時30分から午後4時30分で設定するものとします。

オ 開所日

月曜日から土曜日までとします。

※ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）は休所日としますが、当該日を開所日とすることもできます。

(2) 募集対象地区

募集対象地区は、下表のとおりとなります。

募集対象地区	該当するコミュニティ区域
八千代緑が丘駅（東葉高速線）から概ね500m以内又は緑が丘西地区	高津・緑が丘地区
八千代中央駅（東葉高速線）から概ね500m以内	大和田地区
八千代台駅（京成本線）から概ね500m以内	八千代台地区

※ 駅からの距離については、直線距離とし、駅出入口の地上部分を起点として、小規模保育事業所の開所予定地の出入口までの距離とします。

※ 待機児童数、応募のあった施設の定員及び予算等を勘案し、選定する事業所数を決定します。

※ 駐車場については、最低1台は整備すること。なお、施設近隣の民間駐車場等との提携により確保することも可とします。

なお、最寄りの駅から100m以内での整備の場合、駐車場は必須ではありません。

2 応募要件

小規模保育事業所を設置し、及び運営するための十分な資力と信用を有し、かつ、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した運営ができる法人格を有する者であり、次の(1)から(7)までの要件を全て満たすものとします。

(1) 申込日現在で、次のアからエまでのいずれかの要件を満たす法人であること。

ア 認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園を運営している者

イ 既に認可を受けた小規模保育事業又は事業所内保育事業を運営してい

る者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、千葉県へ届出がされており、かつ、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設を運営している者

エ 上記に掲げるほか、公的補助金等を活用し、民間保育施設等を運営しているなど保育事業運営の実績がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(3) 『家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）』に定める要件に適合する者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のアからオまでのいずれかに該当しない者であること。

ア 市税等を滞納している者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 申込日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(5) 児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）その他の関係法令及び通知等を遵守して小規模保育事業所を設置・運営できる者で、これらの関係法令及び通知等に基づく指導等を遵守できるものであるこ

と。

- (6) 開設予定地の周辺住民等への説明を実施すること。
- (7) 専任の管理者（施設長）を配置すること。なお、管理者については、保育士資格を有し、第1項ア又はイの施設において、常勤として2年以上従事した経験を有すること。

3 書類の作成等

(1) 評価書類の作成

評価書類は、6部作成してください。

※ 八千代市小規模保育事業所設置・運営事業者の募集に係る評価申請書類一覧に掲げる書類を以下の事項に従い、作成してください。

- ・ 評価書類はA4フラットファイルに綴じ、八千代市小規模保育事業者評価書類一覧（第2号様式）の番号ごとに台紙（中扉）を入れ、インデックスを付けること。
- ・ インデックスには、書類の番号と書類の名称を記載すること。
- ・ インデックスは、直接書類に貼らず、台紙（中扉）に貼ること。
- ・ 評価書類の右下部分には、通しでページ番号を付けること。
- ・ 評価書類は、様式の指定がある書類を除き、原則としてA4縦型、横書きとすること。

※ 評価書類の提出後に追加で関係書類の提出を求める場合があります。

※ 提出された評価書類等は、原則返却しません。

(2) 書類等の提出

ア 提出先

八千代市役所 旧館2階 子育て支援課

イ 提出方法

持参するものとします。（郵送等は不可とします。）

ウ 提出期限等

下記「5 日程」のとおり

※ 当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 午前8時30分から午後5時までの時間に持参してください。

(3) 書類の作成等にかかる費用等

書類の作成，提出その他応募にかかる費用等については，応募者の負担とします。

(4) 応募に関する事前相談

ア 事前相談の申込み

下記期間内に別添「事前相談書」を作成の上、必ず事前相談を行ってください。電話にて予約を行い、日時、相談内容、来庁人数などを申し出てください。(設計事業者等も同席できますが、必ず応募者が来庁してください。)

※ 申込みの状況によっては、希望の日時に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

イ 相談期間

令和7年4月23日(水)から6月17日(火)まで(当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 午前8時30分から午後5時までの時間での相談となります。

4 設置・運営事業者の選考

(1) 選考方法

評価書類の提出及び事業者へのヒアリングの内容について、外部の学識経験者等で構成する評価委員会において評価を行います。

評価基準(評価委員会が評価する項目)は、次に掲げる事項です。

ア 応募の動機及び経営理念

イ 周辺住民等への説明・対応

ウ 申込者の保育所等の運営実績

エ 申込者の経済的安定性

オ 小規模保育事業所の整備及び運営に係る資金計画

カ 小規模保育事業所の定員構成

キ 小規模保育事業所の立地

ク 小規模保育事業所の職員体制

ケ 保育の実施内容

コ その他通常保育以外の内容等

上記に基づく評価結果を市長に報告した後、市長が小規模保育事業所設置・運営事業者を決定します。

※ ヒアリングへの出席を依頼する日時は別途通知します。原則、代表者及び施設長予定者に出席していただきます。

(2) 選考結果

ア 全ての事業者に対し、選考結果を文書で通知します。

イ 市のホームページ等において、小規模保育事業所設置・運営事業者として決定した者の名称及び主たる事務所の所在地並びに小規模保育事業所の開設予定地を掲載します。

(3) 選考からの除外

選考の過程において、提出した書類に虚偽の記載があることが判明した者及びその他選考に関する不当な要求等を申し入れた者は、選考から除外します。

5 日程

1 募集要項配布期間	令和7年 4月23日(水)～ 6月17日(火)
2 募集(事前相談)期間	令和7年 4月23日(水)～ 6月17日(火)
3 評価書類提出期間	令和7年 6月18日(水)～ 7月1日(火)
4 評価委員会の開催	令和7年8月下旬までに実施
5 選考結果通知	令和7年9月上旬
6 施設の整備	令和8年2月下旬を目途に完了
7 設置認可	令和8年2月下旬から3月下旬まで
8 開設	令和8年4月1日(水)

※ 上記4から7までの日程は、目安としてください。

※ 設置認可に必要な書類等の詳細については別途連絡いたします。

6 施設整備・運営に係る補助

(1) 施設整備に係る補助

施設整備に係る補助については、こども家庭庁所管の「保育対策総合支援事業費補助金」における「保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）の活用を予定しています。

※ 当該補助については、国補助制度（保育対策総合支援事業費補助金）を基としており、今後、国から示される要綱及び取扱いの詳細により、変更となる可能性があります。

※ 補助の対象となる工事については、一般競争入札により工事業者の決定を行っていただきます。詳細については選考された事業者に周知いたします。

(2) 運営に係る補助

運営については、子ども・子育て支援法に基づき、地域型保育給付費として公定価格により算定した額を支払います。給付費の支払を受けるには、請求が必要となります。

7 その他留意事項

(1) 評価書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件等の全てを承諾したものとみなします。

(2) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の修正等は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料等の提出、内容の説明等を求める場合があります。

(3) 事業者は、開設当初から設定した定員数を入所させるよう努めてください。ただし、市が定員数どおりの入所を保証するものではありません。

(4) この公募に当たって、6(1)に定める施設整備に係る補助を活用せずに整備を行う場合（いわゆる自主整備）は、整備候補者の選定に当たって特に配慮するものとします。その場合、整備に係るスケジュール等について、市と事前に協議し、事前協議書の提出時にその旨を申し出てください。

【問合せ先】

〒276-8501 八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5

八千代市子ども部子育て支援課幼保施設・監査班

電 話 0 4 7 - 4 2 1 - 6 7 5 1

F A X 0 4 7 - 4 8 2 - 9 0 9 4

Eメール kosodate3@city.yachiyo.chiba.jp